掲示期間　10.2-10.11

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　8 年　10 月　2　日

新潟市長　中原八一

新潟市条例第 45 号

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

（新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正）

第１条　新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成１８年新潟市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

別表秋葉区の項中「舟戸１丁目から２丁目まで」の次に「、舟戸美咲町」を加える。

（新潟市区役所出張所設置条例の一部改正）

第２条　新潟市区役所出張所設置条例（平成１８年新潟市条例第７２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表秋葉区役所小須戸出張所の項中「舟戸１丁目から２丁目まで」の次に「、舟戸美咲町」を加える。

附　則

この条例は、舟戸美咲町に係る地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第２項の規定による市長の告示の効力が生ずる日から施行する。